

瀬戸市障害認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第22号

瀬戸市障害認定審査会規則の一部を改正する規則

瀬戸市障害認定審査会規則（平成18年瀬戸市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(合議体) 第3条 <省略> 2から5まで <省略> 6 前項の規定にかかわらず、 <u>障害支援区分</u> の認定更新の審査及び判定を行う合議体の定数は、3名以上とすることができる。 7 <省略> (審査判定) 第4条 <u>障害支援区分</u> の審査及び判定は、審査対象者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第20条第2項の規定による調査により作成された障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「省令」という。）第1条に規定する調査票により、当該審査対象者が省令第2条に規定する審査判定基準のいずれかに該当するかについて行うものとする。 2 <省略>	(合議体) 第3条 <省略> 2から5まで <省略> 6 前項の規定にかかわらず、 <u>障害程度区分</u> の認定更新の審査及び判定を行う合議体の定数は、3名以上とすることができる。 7 <省略> (審査判定) 第4条 <u>障害程度区分</u> の審査及び判定は、審査対象者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第20条第2項の規定による調査により作成された障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「省令」という。）第1条に規定する調査票により、当該審査対象者が省令第2条に規定する審査判定基準のいずれかに該当するかについて行うものとする。 2 <省略>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。